

「健康保険 被扶養者現況確認（検認）実施」について

長谷工健康保険組合では、厚生労働省の指導等により被扶養者の認定確認調査を定期的に実施しております。

被扶養者の削除漏れ等（本来、扶養から外れる方が認定されていた場合）は、保険給付や拠出金・納付金等の支出に影響を及ぼすためです。

なお、令和5年度より事前調査として、マイナンバー制度による行政機関等との情報連携を用いて被扶養者の方の収入等の情報を取得し確認を行っています。

事前調査によって、現況確認が必要な方に調査票を送付することとしていますので、書類が届いた方は期日までに必ずご対応をお願いいたします。

調査にご対応いただけない場合、被扶養者の資格を喪失する場合がございますことを予めご了承ください。

【調査票発送時期】

毎年 8月～10月 頃

本調査は、下記法的根拠に基づいて実施しています。

健康保険法施行規則第50条

厚生労働省保険局長通知保発第 1029004号

厚生労働省保険局長通知保発第 1029005号